

上天草市水道料金の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市水道事業給水条例第33条及び同施行規程第28条の規定に基づき、水道料金の軽減又は免除（以下「減免」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

(1) 基本水量 5立法メートル

(2) 計量水量 一の検針を行った日（以下「検針日」という。）から次の検針日までの間にメーターの指示する水量から算出した水量

(3) 推定水量 漏水により使用水量が不明であって、第6条に定めるところにより算定した水量

(減免の対象)

第3条 減免の対象となる漏水は、次の各号のいずれかに該当する箇所からの不可抗力的な漏水とする。

(1) 地下埋設管 露出していない給水設備の破損による漏水

(2) 壁面内又は床下 壁の内又は床の下からの漏水

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

(減免の適用除外)

第4条 次に掲げる場合は、料金の減免は行わないものとする。

(1) 計量水量が20立法メートル未満の場合

(2) 水道使用者又は所有者による故意又は重大な過失が原因の漏水の場合

(3) 漏水の事実を知らながら修繕を怠り又は修繕の指示に従わない場合

(4) 同一の給水設置場所において、その年度内に減免処理を受けたことがある場合

(5) 上天草市指定給水工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）以外の者により修繕をした場合

(6) 修繕工事が完了してから3か月以内に必要な書類が提出されない場合

(7) 漏水が発見された調定期間前の料金に未納がある場合。ただし納付が困難で真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(減免の申請)

第5条 料金の減免は、第3条に規定する漏水の事実が判明し、指定工事事業

者により修繕をするとともに、必要な書類を市長に提出することにより行うものとする。

(推定水量の算定)

第6条 推定水量の算定は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、推定水量が基本水量内の場合は基本水量とする。

(1) 減免対象月の前2か月平均水量又は前年同月の使用水量のどちらか多い水量

(2) 前号による算定が困難な場合は、その都度市長が算定する水量
(減免水量の算定)

第7条 減免水量は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、減免水量を個別に算定した水量とする。

(端数計算)

第8条 この要綱において算定する水量が1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(減免の対象期間)

第9条 減免の対象期間は、1期分とする。

(承認又は却下の通知)

第10条 市長は、申請を受理したときは速やかに調査の上、減免の承認又は却下の決定をし、その結果を申請者に対し通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

区分	算定方法
計量水量 < 推定水量 × 5	減免水量 = (計量水量 - 推定水量) × 2 / 3
計量水量 ≥ 推定水量 × 5	減免水量 = 計量水量 - 推定水量 × 3